

児童虐待に係る福井県と福井県警察の情報共有に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と福井県警察（以下「乙」という。）は、児童虐待への対応における情報共有に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童虐待に該当する事案（以下「事案」という。）に迅速かつ適切に対応し、児童の安全を確保することを目的として、甲および乙の実施機関における情報共有に関する必要な事項を定める。

（実施機関）

第2条 この協定において、甲および乙の実施機関は、それぞれ次に掲げるものとする。

（1）甲

- ア 福井県総合福祉相談所
- イ 福井県嶺南振興局敦賀児童相談所

（2）乙

- ア 福井県警察本部生活安全部少年女性安全課
- イ 各警察署

（情報の提供及び共有）

第3条 甲および乙は、児童虐待事案に関して、各々が保有する情報を遅滞なく相手方に提供し、共有するものとする。

2 甲が乙に提供する情報は、次のとおりとする。

- （1）虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案
- （2）通告受理後、児童と面会ができず、48時間以内に甲および関係機関において安全確認ができない事案
- （3）児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するもの
- （4）その他児童の安全確保のために必要と判断した事案

3 乙が甲に提供する情報は、次のとおりとする。

- （1）児童虐待容疑として受理し、現場臨場した事案
- （2）その他児童の安全確保のために必要と判断した事案

4 情報の提供は、原則として書面によるものとし、口頭による場合は、共有した情報の内容を記録する。

（情報の提供及び共有に当たっての留意事項）

第4条 甲および乙は、前3条の規定により提供を受けた情報については、本協定の目的以外に活用してはならない。

2 甲および乙は、前3条の規定により提供を受けた情報の適切な管理および保密の徹底に努めなければならない。

（施行）

第5条 この協定は、平成31年1月1日から施行する。

（その他）

第6条 この協定に定めるもののほか、情報共有に関する事務手順については、別に定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自がその1通を保管する。

平成30年12月26日

甲 福井県健康福祉部長

池田 禎孝



乙 福井県警察本部生活安全部長

岡田 治和

